

## 郵便入札制度について（案）

### 1 導入の趣旨

入札・契約制度の透明性の確保、入札事務の効率化、入札参加者の公正な競争の促進及び移動コストの低減等を図ることを目的として、当制度を導入するものとする。

### 2 対象工事

福島県が「条件付一般競争入札」の方法で発注する工事とする。

### 3 施行月日 平成19年4月1日

### 4 郵便入札事務のフローについて

#### ・工事執行権者

入札依頼

#### ・入札執行権者

発注工事の公告

開札日前日に郵送

配達日指定

開札（公開）

- ・立会人の同席
- ・落札候補者の決定

事後審査

落札者決定

#### ・有資格業者

入札書及び見積内訳書の作成

事後審査関係書類作成

HP登載等

入札書等の郵送

落札候補者への通知・連絡

事後審査関係書類送付

### 5 入札の回数

初度、1回のみとする。

## 6 入札の方法

### (1) 郵送の方法

次のいずれかの方法により**配達日指定郵便**で郵送する。

一般書留  
簡易書留  
配達記録郵便

### (2) 封書の方法

封筒は中封筒、外封筒の**2重封筒**とする。

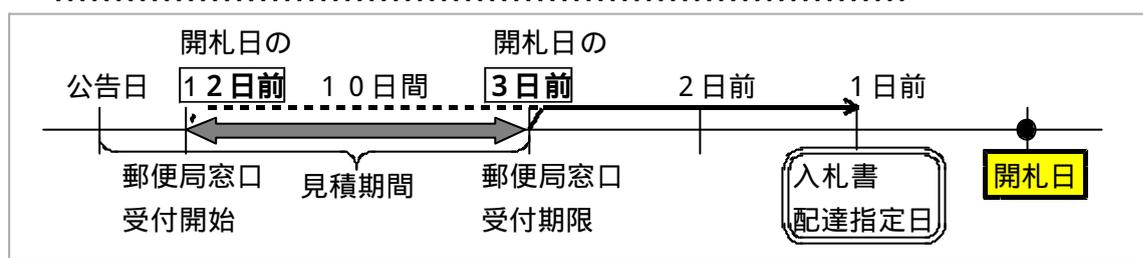
「入札書」、「入札金額に対応した入札金額の見積内訳書」を同じ中封筒に封かんし、表面に入札参加者名、工事番号、入札件名、工事箇所名、開札日等を記載する。

外封筒には、入札書等を同封した中封筒を入れ、表面に入札参加者名、工事番号、入札件名、工事箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先（電話番号・FAX番号）、入札書等在中の旨を記載する。

## 7 入札書の提出期日

**開札日の前日**を配達指定する。

配達指定郵便は、差出日の翌々日から起算して10日以内しか指定できないため、申請者は開札日の**1.2日前から3日前までの間（10日間）に郵便局窓口**に差し出す必要がある。



## 8 入札書の受理・保管について

開札日前日に届いた入札書は、外封筒を開封し、**中封筒は未開封のまま**、金庫等の施錠できる箇所に厳重に保管する。

## 9 入札の撤回・辞退について

一度、配達された入札書の**金額の変更、辞退等は認めない。**

## 10 立会人の選定について

県職員の中から、当該入札事務に関係のない立会人を選定する。

## 11 開札の公開について

開札は**公開制**とする。入札参加業者は、傍聴人として出席することが可能。

## 12 応札価格同額時の取り扱いについて

立会人によるくじ引きとする。

## 13 落札候補者、落札者及び不落札者への通知について

落札候補者、落札者 ~ 電話又は文書により連絡する。

不落札者 ~ 入札結果の公表をもって通知に代える。